

「小田原市空家等対策計画（素案）」に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市空家等対策計画の策定
政策等の案の公表の日	平成 28 年 12 月 15 日（木）
意見提出期間	平成 28 年 12 月 15 日（木）から平成 29 年 1 月 13 日（金）まで
市民への周知方法	ホームページへの掲載、市内公共施設での募集要項の配布

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2 件（2 人）
インターネット	0 人
ファクシミリ	2 人
郵送	0 人
直接持参	0 人

無効な意見提出	0 人
---------	-----

3 意見提出の内容

パブリックコメントで提出された意見の主な内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨がすでに政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	1

<具体的な内容>

番号	意見の内容	区分	意見に対する考え方
1	<p>以前、南足柄市の空家をご覧になった入居希望者が、市が紹介する物件なので、何も諸費用が掛からず、即入居できると思ったお客様がいらっしゃいました。所有者さんも、誰でも入って下されば良いのではないので、保証会社の審査や、保証料、家財保険を必要としたり、仲介手数料も要します。その件もしっかりアナウンスする必要があると思います。</p>	D	<p>本市空き家バンク制度におきましては、通常の不動産取引と同様に仲介手数料等が必要になる旨を登録申込書、ホームページ及びチラシに記載し、また、空き家物件と空き家利用希望者との引き合わせを行う際にもその旨を説明しているところですが、引き続き周知に努めていきます。</p>
2	<p>今回の空家等の対策計画案は、地域の安全の観点から策定されているが、空き家の問題は、各地域の活性化の問題と密接な関係があるので、空き家だけの対策では不十分であると思われる。今後はより多岐に渡る検討が必要となると思われる。</p> <p>そういった意味で、関係諸団体の密な連携が不可欠と思われるので、形式的な協議会に留まる事無いように活発な意見交換が望まれる。</p> <p>一例として、市営住宅の今後のあり方に対しても、空き家の活用が有用であると考えられる。</p>	B	<p>本市の空家等対策については、計画（案）第5章 2 協力体制の構築に記している通り、（1）市内における協力体制、（2）専門家団体との連携による協力体制を図ることにより、多岐に渡る検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>協議会においても、活発な意見交換を行い、空家等の活用のほか、空家化の予防、空家等の適正管理の促進につなげられるよう、努めていきます。</p>